

平成20年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成20年9月24日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成19年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 2号 平成19年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第 9 同意第 1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 一般質問
- 第12 発議第 1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第13 議案第 1号 北海道市町村備荒資金組合格約の一部変更に伴う協議について
- 第14 議案第 2号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に伴う協議について
- 第15 議案第 3号 議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 4号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の制定について
- 第17 議案第 5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 6号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算
- 第19 議案第 7号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第20 議案第 8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第21 選挙第 1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第22 認定第 1号 平成19年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 2号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 3号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 4号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定に

- ついて
- 第26 認定第 5号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 6号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 7号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 8号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教育長職務代行者 | 石 川 篤 君 |
| 総務課長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総務課参事 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総務課主幹 | 神 成 和 弘 君 |
| まちづくり
推進課長 | 小 林 生 吉 君 |
| 産業建設課長 | 柴 田 弘 君 |
| 産業建設課参事 | 中 原 直 樹 君 |
| 保健福祉課長 | 奥 村 文 男 君 |
| 保健福祉課参事 | 竹 内 義 博 君 |
| 教育委員会主幹 | 藤 井 富 子 君 |
| 会計管理者 | 高 井 秀 一 君 |
| 国保病院事務長 | 青 木 彰 君 |
| 自動車学校長 | 浅 野 豊 君 |
| 南宗谷消防組合
中頓別支署長 | 鳥 田 博 君 |

こども館館長 平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 和田行雄君

議会事務局書記 田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成20年第3回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番、藤田さん、1番、西原さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成20年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月25日及び9月16日に議会運営委員会を開催したので、その結果を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日9月24日から9月26日までの3日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内の通告者は4名であり、質問内容に重複はなかった。

4、決算審査特別委員会について、本日議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成19年度各会計決算に係る認定第1号から第8号を同委員会に付託して、会期内に審査を行う。なお、本日の本会議終了後に休会とし、決算審査を行う。

5、議案について、本定例会に提案された発議第1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則及び町長提案議案については、いずれも本会議で審議する。

6、選挙について、北海道後期高齢者医療広域連合議会の町村議会議員区分に1名の欠員が生じているが、候補者推薦届け出の受付期間内に北海道町村議会議長による団体推薦1名、個人推薦1名、合わせて2名の届け出がありましたので、本日連合会規約等に基づき選挙を行う。

7、陳情について、国等への意見書提出を求める後期高齢者医療制度に関する陳情など3件の郵送による陳情は、発議者がいないため、議長預かりとする。

8、意見書について、全道町村議長会を通じ要請のあった道路整備に必要な財源の確保に関する意見書、道知事から要請のあった新たな過疎対策法の制定に関する意見書、北海道労働者協同組合から要請のあった「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書については、いずれも発議者となる議員がおり、本定例会会期中に審議する。

以上で報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月24日から9月26日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月24日から9月26日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、諸般の報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

いきいきふるさと常任委員会の所管事務調査報告については、常任委員長から報告をいたさせます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） おはようございます。それでは、所管事務調査報告を行います。

第2回定例会からこの間、数項目にわたり調査を行ってまいりましたが、調査結果がまとまった観光の振興策、中頓別鍾乳洞等のみご報告申し上げます。

平成20年9月24日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、観光の振興策について（中頓別鍾乳洞等）。

2、調査の方法、現地調査及び事務調査。

3、調査の期間、平成20年7月16日、これは中頓別鍾乳洞の現地調査です。その後、7月26日、8月5日、8月13日、9月4日、この9月4日は北邦野草園等の視察です。その後、9月12日、以上の期間調査しております。

4、場所、中頓別鍾乳洞、議場、北海道立トムテ文化の森、これは名寄市です。北邦野草園、旭川市所管の鷹栖町でございます。及び嵐山ビジターセンター、これも鷹栖町でございます。

5、調査の結果、本委員会は、7月16日から中頓別鍾乳洞の観光の振興策について調査を行ってきた。

9月4日には、全委員と小林まちづくり推進課長、北村主任とともに、中頓別鍾乳洞を野草園化できないか、主に植物表示の手法を調査するため、北海道立トムテ文化の森、北邦野草園及び嵐山ビジターセンターを視察した。その結果、次の通り意見の集約をみた。

【意見】

本調査の結果、施設運営の中核的人材の必要性とともに、生態系全般の知識を備えた専門スタッフの存在が欠かせないことを再認識させられた。

視察先の植物表示の手法を応用するにしても、鍾乳洞及びその周辺の自然環境の保全を優先させるのか、あるいは観光事業を優先させるのか、両者の位置づけを含む今後の活用の方向性が議論されなければならない。

また、北邦野草園では、「常時、4～5名程度のスタッフが園内で活動しており、施設の造成よりも、管理にお金がかかる」との説明が印象的であった。

トムテ文化の森、北邦野草園、嵐山ビジターセンターのいずれも市民公園的要素が強いため入場無料であり、コスト論は二の次といった感がある。

鍾乳洞とその周辺に野草園的要素を持ち込み、かつ有料化をめざすならば、入場者密度の推計、動植物を含む生態系の価値を説明できるスタッフと植物表示を中心とした施設の魅力化、管理費用とその費用対効果のバランスをどのようにとるかが課題となろう。

以上でございます。

なお、本件に係る現地調査の内容は、別紙にまとめてありますので、後ほどご参照いただきたいというふうに思います。

また、町主催の頓別川環境ミーティングが7月20日、21日及び9月5日、6日に開催されておりますが、環境基本条例、環境基本計画の調査に関連して多くの常任委員が講演会、植物調査等に参加し、希少生物の発見に寄与していることを口頭でご報告させていただきます。

以上で所管事務調査報告を終わります。

○議長（石神忠信君） 以上で諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、お配りした文書以外に行政報告ありますか。

○町長（野邑智雄君） ちょっと1点だけ。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私から行政報告をさせていただきますけれども、大変申しわけありませんけれども、口頭でさせていただきますと思います。

福祉法人南宗谷福祉会天北厚生園が7月から進めておりました第1ふれあいグループホームの整備が9月22日に検定し、今月末に引き渡しであるとの報告をきょう、太田理事長さんが来庁して受けました。なお、来月から6カ月間、準備期間として訓練に入り、来年4月から本格移行するとのことでもあります。なお、参考までに事業費は本年度1,747万2,000円でありまして、そのうち町から、今回補正を計上しておりますけれども、497万2,000円の助成をするということで予算計上しております。

なお、9月2日から9月23日までの町長行政報告については、印刷物でご承知おきをいただきたい、このように思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて町長の一般行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、報告第1号 平成19年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第1号 平成19年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課長に報告をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 報告第1号 平成19年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、これは該当はございませんでした。実質公債費比率については28.8%、それから将来負担比率につきましては128.9%でございます。

詳細については、事前に資料を配付させていただいておりますので、省略しますが、実質公債費比率が早期健全化基準を上回りました。これについては、公債費負担適正化計画に基づきまして、平成24年度に早期健全化基準の25%を下回り、平成27年度に18%以下となる見込みでございます。

簡単でございますが、報告にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 日程第7、報告第2号 平成19年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第2号 平成19年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課長に報告をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 平成19年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

資金不足比率につきましては、3事業会計とも資金不足はない旨報告いたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎諮問第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別43番地。氏名、大場玲子。生年月日、昭和15年8月27日生まれで68歳であります。

大場玲子さんは、平成18年1月から人権擁護委員として活躍されており、今までの経験を生かしていただき、再度町民の人権を守るためにご協力を賜りたいと考えておりますので、議会のご意見をいただきたいと、このように思います。

なお、任期は平成21年1月から23年12月までの3カ年であります。

参考までにご報告申し上げますが、活動実績であります。18年、19年度の相談件数、取り扱い件数はゼロであります。それから、犯罪事件の関与件数も18年、19年度とゼロであります。なお、啓発活動従事回数につきましては、平成18年度が4回、19年度が5回と、このようになっております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） ここで答申意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時48分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りいたします。本件は、ただいまお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見については、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 日程第9、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別164番地。氏名、石井英正。生年月日、昭和24年3月6日生まれの59歳であります。

石井英正さんは、平成8年10月に教育委員に就任し、今年30日で3期目の任期が満了になるところでありますが、現在は教育委員長でもあり、今までの経験を生かしていただき、本町の教育振興の発展にご尽力をいただきたい、このように考えており、提案を申し上げますので、どうかご同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきますと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 同意第1号、2号もあるので、どちらで聞いてもいいのかなと思うのですが、双方に共通すると思いますので、まず1号のほうでお聞きしたいと思うのですが、1点目は今29次の地方制度調査会で、そこの中の地方分権推進委員会の答申がいずれ出るのだらうと思うのですが、そこで教育委員会の設置が市町村選択制になる

可能性が私は結構高いのかなというふうに思います。それで、今回同意を求められた1号、2号の方々に、いわゆる教育委員会設置が市町村の選択制になる可能性があるよと。場合によっては、教育委員会を置かなくてもいいよということになるかもしれないので、通常ならばそういうことは今までにはなかったわけで、今後の可能性としてあるので、その点同意を求める方々にご理解いただいているのかどうか、その1点をお伺いしたい。

それから、もう一点は、私ども議会としても甚だ認識不足というか、そういう点があったのかなというふうに私も思い、議員としても反省すべき点は大いにあるのかなというふうに思いますが、教育委員の数を4名にしたわけで、今地方制度調査会あたりでも、中央教育審議会あたりでも、いわゆる保護者を教育委員に加えるべきだという意見もかなり強く出されていますので、そういう点では今後、今回の議会ではともかく、やはりそういう保護者の方を含めて、いわゆるレイマンコントロールの意義を高めるため、あるいは教育委員会の活性化を高めるためにも、もう一度5名に教育委員さんを戻すという考えがおありなのかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 教育委員会の関係について、第29次の地方制度調査会の中で議論をされていることは私も承知しておりますけれども、しかしながらその報告がどういふぐあいに報告されるか、そういうことについては可能性の段階でありますから、私のほうから今回委員にお願いした方については、そういうような話はしておりません。これが1点であります。

なお、2点目の保護者の関係でありますけれども、親権を行う者、または未成年者の後見人が委員の中に必要だと、こういうお話でなかろうかなと思います。今現在女性の一番若い委員さんについては、16歳の子供がいると。こういうようなことでは、基本的には満たされているのではないかなと私は思っておりますけれども、それが小学生、中学生でなければならぬのかどうかということについてはやぶさかではありませんけれども、しかしながら親権を行う者または未成年者の後見人的な委員が1名現在いるということでご理解を賜ればと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 今保護者を代表する方がおられるということでもありますけれども、先ほど申し上げたように、教育委員さんを一人でも多く、先ほど申し上げたとおり、それを減らしたのは、認めたのは議会なので、それは大変大いに反省は今しているのですが、いわゆる教育委員会の活性化を図る上においては、やはり一人でも多くの委員さんが私はいたほうがいいのか。それは、保護者というのは例の一つとして申し上げたので、そういう意味では、活性化を促す意味でもう一度5名に戻したほうが委員会の活性化になるなというふうに私は思いますので、その点について保護者に該当する方がおられるのはわかりましたけれども、もう一名ふやして、もとの5名に戻す考えがあるのかないのか、その点をもう一度お伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） ことしの6月の定例会で5名から4名にさせていただきました。教育委員会の活性化が5名いなければできないのかどうかということについては、ちょっと考える余地があるのかなと思いますけれども、今全道的な傾向としては5名から4名、4名のところについては3名という傾向になりつつあることも事実であります、私どもも調べておりますけれども。そういう中で、少ない人数の中でやはり活性化を図っていくということも一つの方法論でなかろうかなと思います。そういう意味では、教育委員の管内の研修会にも参加をしていただいておりますし、また全道的な研修会にも参加をしていただく。または、教育行政視察をしていただいておりますし、勉強してもらおうと。やはり活性化の一つにつながるのは、いろんな研修に出て、いろんな知識を取得をしていただいて、それを教育委員会に反映をしていくと、こういうような仕組みが必要でなかろうかなと私は思いますので、今4名にさせていただきましたけれども、今後4名で教育委員会がスムーズな運営、または地域の教育行政に支障があるようなことであればもう一度考えますけれども、今の時点では4名で頑張っていたらいいと、こういう考えを持っているということでご理解をいただきたいなと思います。

○議長（石神忠信君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより同意第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

住所、枝幸郡中頓別町字中頓別18番地。氏名、米屋彰一。生年月日、昭和26年4月7日生まれの57歳であります。

提案理由を説明いたします。現在教育委員に欠員が生じており、その欠員補充としての教育委員に、人格が高潔で、今までに教育委員会の事務局職員としての経験があり、教育行政に関し識見を有する米屋彰一さんを教育委員として適任者と判断し、提案を申し上げますので、どうかご同意をいただけますようお願いを申し上げます。簡単でありますけれども、提案理由とさせていただきます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 9月8日、東大名誉教授の大森先生が来られまして、みんなで中頓別の自治を考えるということで講演なされたと思います。その中で、教育委員会のことも述べられておりました。その中で、学校数も減り、教育委員会は楽になった。そして、今までどおりの教育行政を見直すべきであるということを発表されたかなと私は思っておりますし、多分その点を皆さん共通して聞かれたのかなと思っております。

そこで、今回同意第1号、第2号と、こう出されましたわけなのですが、この第2号の米屋氏は多分、ここで教育長云々くんぬんという話は出されませんが、個人的に申せば教育長職になるのかなと感じておりますけれども、常勤もしくは非常勤の教育長となった場合、常勤の教育長の報酬は今現在50万4,000円ということですので、今後これを報酬審議会に諮問して見直しをかける考えはないかお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えできる範囲だけお答えをさせていただきますけれども、教育長を決めるのは、今星川議員さんから話ありましたように教育委員会でありますから、私はだれが教育長になるかはわかりませんが、はっきり申し上げて。ただ、今の50万4,000円の報酬の関係でありますけれども、一般質問にもこれに似たような一般質問があります。私は、50万4,000円がその職務に適正な労働対価なのかどうかというのは、なかなか判断難しいと思います。そういう中で、我々特別職または議会議員、それから各種委員会の委員等も含めた中で総合的に判断をせざるを得ないのだろうと、このように考えておまして、今任命の同意を求めることについてのご意見というか質問に対して的確にお答えをするというのはなかなか難しい、このように考えておりますので、そういう面でまた一般質問の中でお答えをさせていただきたいなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより同意第2号について採決します。
この採決も起立によって行います。

同意第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり可決されました。

ここで次の準備のため暫時休憩いたします。10時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 日程第11、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 2点について質問をさせていただきます。

1点目、介護保険料は据え置きを。介護保険制度の開始から間もなく10年になります。この間、制度の見直しもありましたが、本町においては住民が介護サービスを積極的に利用するという状況にはなっていないように思われます。利用したいサービス、利用できるサービスがない。介護保険料を支払った上、さらに1割のサービス利用料がかかるなど、この制度上の問題もあります。来年度は、3年に1度の介護保険料見直しの年ですので、次の点を伺います。

1つ目、平成19年度の介護保険の実施状況を伺います。あわせて特定高齢者の状況も伺います。

2つ目、さまざまな社会的状況から来年度介護保険料は値上げせずに据え置くべきと考えますが、いかがですか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員さんの介護保険料は据え置きをと、質問につきまして保健福祉課竹内参事に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 本多議員さんの一般質問に対してお答えいたします。

まず、1点目の平成19年度の介護保険の実施状況を伺います。あわせて特定高齢者の

状況を伺いますということに対しましては、平成19年度の介護保険の実施状況については、平成20年3月31日現在で65歳以上の高齢者人口は679人で、要介護、要支援者ですけれども、認定者は119人、居宅介護支援サービスの延べ受給者数は640人となっております。平成19年度介護給付の主なサービス状況としましては、ホームヘルプサービスで延べ422人、デイサービスでは延べ361人、施設介護サービスでは、そこに延べと書いてありますけれども、実に訂正をしていただきたいと思っております。実39人が利用しており、平成18年度から養護老人ホーム長寿園に入所されている方が介護保険サービスを利用できることになったことから、ホームヘルプサービスでは実29人、デイサービスでは実13人が利用されております。特定高齢者につきましては、65歳以上の特定健診受給者、それから要介護申請をしていない要支援になるおそれのある方で運動機能低下、閉じこもり等のおそれのある方を対象とした事業を行っております。平成19年度発生数は27人となっておりますが、事業を行うことにより3人の方が改善され、平成19年度末では24人の方が特定高齢者の対象となっております。

2点目につきましては、現状の介護給付費から見ると要介護、要支援認定者がふえたとしても、介護給付費が大きくふえるとは考えられないことから、本年度介護給付状況をもとに策定される第4期介護保険事業計画内容、それから介護給付状況、介護給付費準備基金積立金を総合的に判断し、介護保険料を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、再質問をしたいと思いますけれども、1点目です。決算審査資料などによりますと、介護給付費の総額が19年度は18年度に比べて600万円以上も減っています。ホームヘルプ、デイサービス、両方合わせた、その2つの利用者数は昨年度と比べて491人から783人へと大幅にふえていますけれども、この給付費の総額が減っているわけというのを伺いたします。

2点目は、18年度の介護保険制度の大幅な見直しですね、それによりまして介護予防に重点を置くということになったと思っておりますけれども、このときの見直しで導入された新予防給付という制度ですね。これは、国の言うように要介護度の予防とか改善に中頓別町でも効果があったのでしょうか。この新予防給付の制度になってから2年余り、この事業がどのように行われてきたのか伺います。2005年9月の制度が始まる前の説明会的时候は、新予防給付の対象者は39名ほどだというふうに伺っております。

もう一点ですけれども、特定高齢者についてですが、ここに最初の答弁で65歳以上の特定健診受診者とありますけれども、これは特定健診というのは20年度から始まりましたので、ここでは違うのかなと思っております。この特定高齢者を対象とした事業で改善された方がいらっしゃるというのは大変喜ばしいことだと思います。この特定高齢者は、介護保険給付の対象外ということではありますけれども、要支援、要介護にならないために、そういう高齢者を把握して改善をしていくという、こういうことを目的の事業かと思っております。

ので、伺います。この特定高齢者を対象とした事業、対象者の方24人は、全員がこの事業に参加されているのかどうか。この事業の内容を伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） まず、1点目の関係につきましても、ホームヘルプ、それからデイサービスが伸びている理由といたしましては、養護老人ホームの入所者が利用できることになったことから、ホームヘルプサービスが伸びておりますが、逆に1人当たりの給付費の高い特定養護老人ホーム入所者が減少していることから、保険給付費が減っており、ここで保険給付費が減少しているにもかかわらず、ホームヘルプ、それからデイサービスの給付費がふえているという現象が起きております。

2点目の新予防給付についてでございますけれども、効果があったのかどうかということ。それから、どのように行われてきたのかということなのではございますけれども、この新予防給付につきましては、平成17年度までは予防給付事業でございました。ですから、新しくできたというわけではございませんけれども、予防給付が新予防給付ということで現在の介護予防サービス等諸費が新予防給付に当たるという形になります。それで、現在の事業内容、それから事業量につきましては、後ほどの決算でも報告しますけれども、介護予防サービス給付費としては介護予防訪問介護、ヘルパーサービスですけれども、それが延べで50件、それから介護予防通所介護、デイでは98件、介護予防短期入所生活介護では9件、それから介護予防認知症対応型共同生活介護、これにつきましては新予防給付で新しくできた事業でありまして、これにつきましては現在利用者がおりません。あとは、介護予防福祉用具購入費1件、それから介護予防のサービス計画給付費ということで139件という状況になっております。

次の特定高齢者につきましては、どのような事業を行っているのか。24名全員が参加されているのかどうかということにつきましてですけれども、これにつきましては全員が参加しているわけではございません。ただ、特定高齢者を対象とした事業については、地域支援事業で介護予防特定高齢者施策事業という形で行っており、運動機能の向上、これはリハビリ教室、それから栄養改善、それから口腔機能の向上等を行っております。ただ、特定高齢者が一般の事業に対しても参加できるということから、介護予防一般高齢者施策事業にも参加しております。これらにつきましては、特定高齢者を認定された方につきましては、保健師が特定高齢者と相談をしながらケアプランを作成し、計画に沿った事業を行っており、本人の希望によりその事業に参加するという形をとらせていただいております。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

特定高齢者の対象の事業ですけれども、要支援の状態にならないようにということにつ

いては、もう少しこのところに力が入ってもいいのかなと思います。そういう要支援になるかもしれないよという方が全員それを改善する事業に参加されていないのは、どうしたことかなと。本人の希望もあるということですが、送迎があるのかなのか。そのあたりもやはり大きな問題になるかと思しますので、ほとんどの方が参加できるようなやはり体制をとるべきではないかなと思います。

それから、新予防給付ですが、決算審査の説明資料によりますと、要支援1の方が14名で居宅介護支援サービスの受給者ということで115人。ということは、1人平均、年に8回ぐらいサービスを利用されたのかな。あと要支援2の方が5人のところ、延べ利用者数21人ということは、年平均4回の利用なのかなというふうに思うわけですが、要支援1、2にあって、このサービスの利用回数では改善に役立つのかどうか。ちょっと私としては疑問に思いますので、何とか改善はできないものかなと考えます。

そこで、2点ほど伺います。1点目は、介護保険料にかかわることなのですが、介護給付費の総額というのが平成14年、私はその前の資料はちょっと見ていなかったのですが、見ました資料のうち平成14年、これ介護給付費の総額が1億7,800万円だったのがだんだん減ってきているのです。19年度は約1億6,000万円に減っております。それに反してというか、介護保険給付費準備基金ですね、積立金のほうは14年末に518万円だったのが19年度末には2,400万円と、余ったお金というか、積立金は5倍近くにふえています。これは、やっぱり介護保険制度そのものが使える制度、使いやすい内容になっているかどうか。高齢者の実態や希望とかけ離れたものになっているような気がするわけです。国の制度ですから、町として簡単にどうするというわけにはなかなかいかないと思うのですが、そこで来年度は見直しの年なのですが、国のほうの来年度見直しの焦点は今どうなっているのか。それに伴って、中頓別町の第4期事業計画もつくり直されると思うのですが、今のところは計画のほうは大きく変わることがあるのかどうか、その点を伺います。

2点目ですが、介護保険料は先ほどのご答弁ですと簡単に上げるというような方向にはならないというふうに私は受け取りましたけれども、また高齢者の置かれている今の状況ですね、これも十分にまた考慮していただきたいと思います。65歳になったら介護保険料が年金から天引きされる。国保税も年金天引きが決まる。75歳からは、後期高齢者医療制度も年金天引きと。この10月から、さらに天引きの対象者がふえますけれども、それに加えて天引きの対象がどんどん拡大、この後住民税の年金天引きも決まっているというふうなことで、どんどん天引きの対象が拡大していく中で、二、三年前の税制そのものの改正で年金はふえないのに介護保険料……介護保険料について言えば、年金はふえていないのに介護保険料が上がったという人が90人もいるわけです。中には、月額2,000円の介護保険料だった人が月額5,000円にまで上がるという人がいらっちゃって、これはもう本当に啞然とするばかりなのだと思いますが、またそこまでいなくても、2人分合わせて介護保険料だけで、非課税世帯から課税世帯になったばかりに2人で介護

保険料、年間3万6,000円もふえてしまうというような人も、そういうことでかかりしている人もあるわけです。この介護保険料にかかわっては激変緩和措置がとられてきて、1年間延長されましたけれども、それも今年度で終わり。ですから、21年度からは90人の方々は実質的な値上がりということにもなります。こんな状況ですので、介護保険制度とか介護保険料の見直しに当たって、国が主催する検討会議だとか、国のほうから来るアンケート調査などがあるのではないかと思うのですけれども、もしそういうことがありましたら、地域とか高齢者の実態に合わせたサービスが提供できるように、市町村の裁量の範囲を拡大するように強く要望してもらいたいと思うのですけれども、そういうことができるのかどうか伺います。

今の状況ですと、やはり高齢者、年金生活者の負担感、介護保険料は途切れることなく払っているけれども、その恩恵を受けることが本当に少ない。保険料あって……

○議長（石神忠信君） 本多議員に申し上げますけれども、質疑をもっと簡潔明瞭にお願いいたします。

○2番（本多夕紀江君） わかりました。

保険料あってサービスなしの状況になってしまうというので、改善を求める要望をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 1点目の介護給付費総額、14年から19年ということでお話がありました。お話がありましたように、介護給付費が下がってきてはおります。ただ、介護保険が使いやすくなっているのかどうかということにつきましては、介護認定をいたしまして、認定された方に対してケアマネジャーがケアプランを立てて、それに沿った形で、このケアプランというのは本人の意見を聞きながらつくっていくわけですが、そのケアプラン、本人の意向に沿った形で事業を実施していくという形になっておりますので、介護の認定された方に対しては、現在の事業の中で使いやすくなっているのかなと思いますけれども、そういうことでケアマネジャーが本人の意見を聞きながらケアプランを作成し、それに沿った形で事業を展開していくという形になっております。

もう一点の第4期の計画につきましては、見直し、ことしは今後これから行っていくわけですが、これにつきましては平成23年度までの第4期の計画、最終の数値目標が決まっております。そういうことで、実情にということ、実績、それから18年から19年までの実績に沿った形で、果たしてその数字がいいかどうかということに対して見直しを行っていくということでございます。今現在では、介護保険法が改正されておられませんので、現在作成されている計画に対して大きく内容が変わるという形ではございません。

あと、2点目の保険料につきましては、介護保険事業につきましては町村で行う事業が国で示されております。それに沿った形で計画を立てておりますので、そのほかに地域で

実態に合わせた形で事業は展開できないのかということでもありますけれども、これにつきましては地域支援事業の関係で介護予防の部分ができる。その範囲内であればできるという形になりますけれども、介護給付につきましては国で定められた内容以外に対しては行っていないということでもあります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん、質問が多岐にわたっているので、もし答弁漏れありましたらお願いします。

○2番（本多夕紀江君） 国のほうへの要望として、市町村の裁量の範囲ですね、サービスの提供に当たって、それを拡大するように強く要望してもらいたいということなのですが、これは可能なのかどうか伺います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 要望につきましては、可能かどうか、ちょっと今ここで判断ができませんので、宗谷支庁のほうと協議をしながら、できるのであれば要望をしていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、2つ目の質問をしたいと思います。

地上デジタル放送への対応についてです。地上デジタル放送の完全移行まであと3年足らずとなりました。テレビは、今や単なる娯楽用品ではなくて、日常の暮らしに必要な情報を得るための大事な通信手段でもあります。もし2011年7月のアナログ放送終了までに地デジへの対応ができていなければ、住民としては大変な不利益をこうむることになります。地デジ移行は、2001年の国の電波法の改正を根拠に国策として進められてきていることから、自治体としてもこれについて対応すべきと考え、次の点を伺います。

1点目、地上デジタル放送への完全移行について、住民の認知度をどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

2点目、NHK、民放、それぞれの難視聴区域は現時点でどのように予想されますか。また、2011年7月の時点ではどうなりますか。中頓別町のどこの地域に住んでいる人も、今と同じようにテレビを見ることはできるのでしょうか。

3点目、総務省は生活保護世帯にチューナーを無償配布する方針と伝えられていますが、生活保護を受給していない経済的弱者について、場合によっては何らかの対応、支援策をとるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 地上デジタル放送への対応について、総務課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） ご質問の住民の認知度でございますが、2011年からデジ

タル放送移行については、総務省におけるコマーシャルに加え、昨年12月にパンフレットを全戸配布及び各公共施設にポスターを掲示するなど広報活動は行っており、認知度は浸透してきていると思っております。来年NHK及び民放デジタル波試験電波が発せられる予定なので、今後さらに認知度が高まるものと考えています。

2点目でございますが、現在の中頓別町におけるアナログ放送の難視聴区域は、あかね、松音知及び小頓別の3区域、これは平成18年度調べでございますが、共同受信施設にて視聴されています。デジタル化に際して、視聴可能区域は現在のアナログUHF帯、それから40チャンネルで受信できている区域は受信可能であろうと言われております。しかし、デジタル波は強度は増しますが、直進性が強いことから、山間部に近い地域は実際に電波を発してみないと、難視聴区域が発生するかどうかかわからないと言われております。

3点目でございますが、総務省は基本的には5,000円以下の簡易なチューナーの開発、普及に取り組んでいるところであり、ご質問の経済弱者の基準はわかりませんが、現在のところ町としての支援をする考えはありません。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

デジタル放送移行への認知度についてですが、総務省の調査では2011年のアナログ放送終了を知っている人は64.7%、受信機の普及率は43.7%にとどまっているそうです。そこで、認知度の向上に向けて全国11カ所に支援センターを設置するようです。デジタル放送が始まるらしいとか、テレビをかえるかチューナーをつけないと見られないよだとか、それぐらいのことはわかっているけど、いつアナログ波が一斉停止されるのか。この一斉停止というところで問題があるのだと思いますけれども、それと場合によってはアンテナの改修も必要だとか、詳しくはわからないという人が多いのではないのでしょうか。確かにパンフレットが配られたりポスターが掲示されはしましたけれども、一方通行の広報活動、特にこのことは私重要だと思いますので、一方通行の広報活動ばかりではなく、もう少しきめ細かな対応をすべきと考えますけれども、いかがでしょうか。例えば相談窓口を設けるとか、それに専任の方がついてとかということではないのですけれども、相談窓口を決めておくとか、説明会を開くだとか、高齢者世帯を個別訪問して調査とか調べるとか、そんなようなことなのだと思いますけれども。

2点目ですけれども、山間部や離島で中継局が未整備の地域が多い。総務省が中継局整備の完了を予定している2010年末の時点で電波が届かない難視聴世帯がNHK、民放、それぞれ30万、35万世帯と試算しているというふうなことを聞きますと、山に囲まれた地域に住む者にとっては心配になるわけです。中頓別町での中継局の整備計画というのは、どのようになっているのでしょうか。

2点を伺います。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 認知度関係でございますが、今現在私のほうでも余り詳しい

情報は得ておりませんが、最新版では第5次中間答申ということで、自治通信審議会のほうでまとめたものがございまして。その中では、正確な情報が届きにくいということが懸念されているということで、特に高齢者などの世帯、そういう世帯に対しては地方公共団体だとか民生委員、それから老人クラブ等の地域に密接した方の協力を得ながら、すべての人に形態がわかるような方法をとっていくべきだというようなことが申されております。

それと、2点目でございますが、中頓別町の整備でございますが、整備については放送局等でどのような整備がされているのか、まだ確認されておきませんが、知駒岳のほうにNHKか何かだと思っておりますが、現在建設をする予定だというのは聞いております。

それと、あわせて先ほど言われた新聞等で報道された20年度調査では64.7%の認知度しかないということで、実際19年度で60.4と、4.3%しか上がっていないということでございまして、今後またさらに、先ほども申したように、総務省のほうでもいろいろな方法を取りながら皆さんに知っていただくような方策をとって指示が来ると考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

今総務省の主導で認知だとか電波の届け方ですか、いろいろ行われているようですが、住民の方によくわかっていただくことをどのようにするかは、総務省の方針とか指示ですか、そういうものを受けながら、やはり地方公共団体がきめ細かく行うべきだと思いますので、高齢化率30%を超えているこの地域にあっては、そこを丁寧に行っていただきたいと思っております。

次の質問ですけれども、来年NHK、民放の試験電波が発せられるとのことですから、その結果を見て、さらに具体的な対策を考えていただきたく思います。地方に、この山間部に住んでいる、不便なところに住んでいるからこそ、テレビは私たちにとって重要な情報源なのです。電波が届かないとか経済的に対応が困難だとか、アナログ放送の終了を知らなかったなんていうことが今までになかった事態ですから、そんな理由で情報格差が生じないように万全を期することが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 地上デジタル放送の対応の関係でありますけれども、私どもも宗谷地域総合開発期成会で国策で進めていることであって、今のアナログテレビが使えるのに国の施策でデジタル化しなければならない、テレビも買わなければならない、チューナーもまた買わなければならない。住民、国民についてはお金がかかる。こういうことからして、私どもも宗谷地域総合開発期成会で毎年度国のほうに要望してございまして、少なくとも離島や過疎地においてテレビの難視聴地域が発生することのないように、また民間放送事業者への対応についても、国の責任において適切な対応を求めると、こういうような話をしてまいっております。また、北海道も平成20年度からスタートする北海道総

合計画の中で、交通情報ネットワークの形成ということで、地上デジタル放送への移行に伴い、テレビの難視聴地域世帯の解消を図って情報の格差のないように進めてほしいと、進めると、こういうようなことも言っておりますし、事業計画も持っておりますから、私たちが今後も国のほうに向けて、難視聴地域の解消に向けて努力をしてもらうように働きかけていきたい、こういうような考え方を持っております。また、北海道の開発局に行った時点では、光ファイバーを利用することも一つの考え方として検討していると、こういうような話がありました。光ファイバーを使うことによって、稚内までデジタル化は一遍に進むという可能性もあるよと。それが国のほうでどこまでそういう面での検討しているか、まだやぶさかではありませんけれども、ことしの概算要求についても、この地上デジタル放送の関係について概算要求でも多くの金額を要求しておりますから、そういうことごとしの予算が通った時点で一層この問題について進むのでなかろうかなと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） これにて本多さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、今回大きく1点のみ質問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

健全化判断比率と特別職の給料等の見直しについてでございます。自治体財政健全化法に定める本町の健全化判断比率のうち平成19年度の実質公債費比率は、先ほど言われましたとおり28.8%と報告されました。公債費負担適正化計画は、平成24年度をもって25%以下になると予定されていますが、来年度から普通交付税が減らされる可能性もあります。病院への繰出金を初めとし、基金の取り崩しや新たな借金により町財政がさらに逼迫するおそれがあります。

そこで、平成20年度決算でも実質公債費比率は25%を超えることは確実な情勢ですが、その場合早期健全化団体として健全化計画の策定を義務づけられます。健全化計画は、議会の承認が必要であり、財政悪化の原因や早期健全化の基本方針、基準以下の比率にする方策など求められますが、今後の見通しや対策をどのように考えているかお伺いいたします。

また、一つの考え方として、今からでも特別職を初めとした常勤、非常勤、議員も含むと書きました。その給料や報酬を下げる努力が求められると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員さんの健全化判断比率と特別職の給与等の見直しについて、私からお答えをいたします。

実質公債費比率は、平成18年度にピークを迎えましたが、当町では平成17年度から

公債費負担適正化計画を作成し、各種使用料、手数料などの改正、退職者の不補充などによる人件費の削減、事業全般に向けての見直しや公共事業の削減により借入金の抑制等、財政運営の健全化に向け毎年度見直しをしながら実質公債費の低減に努めているところであり、今後も今までの方針を続けてまいります。

また、特別職を初めとした常勤、非常勤、議員を含む給料や報酬の引き下げでありますけれども、特別職については昨年の10月に削減をしたところであり、現時点では引き下げを考えておりませんが、今後議員報酬等について議会からの引き下げの要請があれば、その時点で特別職や各種委員会委員も含めて諮問機関に図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

町長が答弁なされましたように、公債費負担適正化計画に基づき、実質公債費比率を下げる努力が今後必要なことは理解いたしました。しかし、公債費負担適正化計画は、議会の議決を必要とするものではありませんが、一方先ほど言いましたように、健全化計画は首長がつくり、議会の議決が必要であります。そこで、早期健全化の段階から議会が責任を持ってかわる仕組みですから、私は今から来年度のことを申し上げるわけですが、公債費については交付税で補てんされることはある程度理解できても、今後町の人口減少による収入減などで単年度収支が赤字となり、基金の取り崩しや新たな借金を背負うことを心配しております。

そこで、教育長の身分等に関する条例も新たに公布されました。今後誕生する教育長は、常勤であれ、非常勤であれ、特別職として位置づけられておりますから、町全体の財政状況を考え、勤務条件を決めていく必要が私にはあるのではないかなと思います。常勤の特別職のみならず、私ども議員も報酬を削減する努力は必要だと思うし、少なくとも私自身、その努力はしていきたいと考えております。仮に常勤の教育長が誕生した場合、退職金を含む任期4年間で受け取る給料は約3,500万となっておりますが、例えば夕張市のように退職金に影響が出ないように、条例の附則で当分の間、月額報酬を下げるような方策を検討すべきでないかなと考えておりますし、先ほど同意案でも言いましたが、大森東大名誉教授が学校も減り、教育委員会は楽になったと、教育行政は見直されるべきと発言しております。そこで、行革の一点といたしまして、今回の条例以後、教育委員会の人員体制はどのように考えているかもあわせてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） まず、前段の質問にお答えいたしますけれども、今回教育長がどうなるかは、私の権限の範囲外ですからお答えすることはできませんけれども、今新しく教育長になる人について、だれがなるか、今言ったようにわかりませんが、ただ一

一般職を退職して教育委員になる。その一般職の職員が今まで一般職としてもらっていた給料、私は大体700万近いお金でないかなと思います、年収がですね。それが一般職を退職をして、その退職をした職員を補充しないとしたら、仮定の話でありますけれども、私は4年間で2,800万円の削減につながっていくと、こういう気持ちもしております。そういうことで、私どもが一番今やることについては、大森先生が言っていましたとおり、職員1人当たりが1.5倍の仕事をするのだよと。そういうことで、私は平成11年に町長に就任してから、事務職員は一人も採用しておりません、はっきり申し上げて。欠員補充はしていない。そういう中で、職員に頑張ってもらって、町民の負託にこたえていただきたい。この気持ちは今後も、あと任期2年ちょっとでありますけれども、変わらないでいこうと、こういうような考え方を持っています。そういう意味では、一部分だけとらえると、今星川議員がお話ししたとおりになるかもしれませんが、町全体の人件費等を考え合わせると、今9月いっぱい1名、自己都合でやめますし、また今1人が教育委員になって一般職を退職すると。また、来年の3月にも定年退職を迎える職員等について補充をしないで、言えば人件費の削減を図っていきながら、少しでも不足額に不足を伴わないようにしていく。そして、財政の健全化に向けて努力をしていくと、こういうようなことが必要であろうと。

そういうことで、今後についても今までの取り組みの方針を継続していくと、こういうお話をさせていただきました。特に公債費だけ申し上げますと、当初17年に計画をした公債費負担適正化計画、本年度見直しをいたしました。例えば20年度の公債費、当初の予定では27.8%。ことしの見込みは、単年度で27%と計画にのっていますけれども、本年度借入額を予定よりも減らしておりますから、恐らく少なくとも26%台になるだろうと。こういうような推移で21年度の事業についても、計画よりも借入額を少なくするというので今各課に話をして、そういう方向で進めております。そういうことで、私は何とか22年度決算で25%を切れるような計画というか実績をつくっていきたいということで、今取り組んでいる最中でありまして、交付税が小泉内閣になって約5兆円下がりました。例えば標準財政規模が小さくなれば分母が小さくなりますから、どうしても公債費比率が上がる、こういうようなジレンマもありますけれども、私は財政の健全化に向けて今後残りの期間、最大限努力をするということでご理解を賜ればと、このように思います。

議員の関係については、私は立法の関係について行政が手を突っ込むべきでないと思っています。それは、今までもそういう慣例できておりますので、前回、平成14年度の報酬の見直しのときも議長から私どものほうに報酬等の見直しの要請があって、初めてそれを諮問機関に諮問をしたと、こういう経過でありますから、今後もそういう方針については変わりなく、今までどおりの形で取り組んでまいりたいと、このように思いますから、まず議会の議員さんの中で十分協議をした中で方向性を出していただければ、このように思っているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 町長の答弁もありましたけれども、22年度には25%ということを考えて推移して頑張るということですが、先ほど1点のみ、教育委員会事務局の人員体制を今後どう考えているかという質問をしたのですけれども、そこら辺ちょっと再度お聞きしたいのですけれども、

○議長（石神忠信君） さっき1名減らしてという答弁あったと思うのですけれども。

○5番（星川三喜男君） それだけ、1点。

○議長（石神忠信君） 1名減らし、補充しないという答弁あったと思いますけれども。
（「それは、町全体の」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 教育委員会の関係については、私が余り口を挟むべきものでもないのです、はっきり申し上げて。ですから、私がこうだ、ああだと言えませんが、今後教育委員会とも連携をとりながら相談をしてみたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問ということで、今言いましたけれども、町長は教育委員会の事務局体制には口を突っ込まないと言っておりますが、行政委員会の総合調整権は町長にあるのでなかろうかなと私は思っておりますので、今後本当に風通しのよい、要するに先ほど私が言ったように、大森先生が言ったように、教育行政を見直すべきでないかなと私も思っております。

そこで、1点のみ、常勤教育長を多分置くのでなかろうかと。これは、町長が発信するわけでないので、教育委員が発信するのですけれども、そのとき今後常勤教育長を置くということならば、私の考えとして次長を減らすべきでないかなと。その分、要するに教育長が頑張ってやってもらいたいと思うのですけれども、その点について1点のみお聞きしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再々質問にお答えをいたしますけれども、私は教育委員会だけでなく、役場全体も、やはり今のこういうような財政環境でありますから、今までと同じ人数で今までの仕事の量をやるのではなく、少なくとも先ほどお話ししましたとおり、今の職員が今の仕事の量の1.5倍の仕事の評価してもらおうと、こういうような考えで教育委員会も町長部局も同じような目線で改革を進めていくと、こういうことでご理解を賜ればと思います。特に教育委員会についても、今後教育委員会等々と十分協議をした中でそういうことが可能なかどうか含めて、全体的に頭数が少ないわけにありますから、役場みたく頭数が多いければ、そこを1人減らしてこっちへ持ってくるよと、こっちを減らしてこっちへ持ってくるよということは、それでも所属長は抵抗すると思っておりますけれども、抵抗されてもやっぱりやらなければならないことはやっていくと、こういうような方針で今

後も取り組んでまいるといふことで、個別の答弁にはなりませんけれども、町全体の答弁でご理解を賜ればと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。

今後常勤の教育長か非常勤の教育長が10月1日からなりますけれども、その人に期待をして、質問を終わらせてもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） 以上で星川さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で11時10分まで暫時休憩にします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、一般質問を行います。

受け付け番号3番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 私は、教育行政について質問をさせていただきます。

9月2日の臨時会に先立ち、教育委員会は道教委からの指導、助言文書を議会に送り、文科省と十分相談するように求められました。ですが、これは執行機関である行政委員会として、議事機関である議会の権限や意思決定過程に干渉する越権行為になると考えます。この文書は、教育委員会の意思でつくられたものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、このたびの条例及び附帯決議を遵守し、今後とも教育行政を進めていかれるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤さんの教育行政について、石川教育長職務代行者に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（石川 篤君） お答えいたします。

文書そのものは、教育委員会の意思で作成したものでありますが、ご指摘にあります議会の権限や意思決定に干渉するような意図は全くなく、あくまでも道教委からの指導、助言に基づき、提案を予定している議員さんに対する要望として提出したものとご理解をいただきたいと思います。

また、条例及び附帯決議につきましては、十分検討の上、進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 意図は全くなかったというのは、非公式ながらこの文書を議会に出されたとき、石川次長にその内容等を聞いて、意図はないのですよという話は、非公式

ではありましたが、お聞きいたしました。意図がないというのは、我々も、ああ、そうなのかということで十分理解はできるのですが、言うまでもなく、議会というものは自治法の第96条に議決事件として、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。その1項として、条例を設け、または改廃すること。このことを十分ご理解いただけたでしょうかということをお聞きしたい。意図がなかったのはいいです。ただ、ここにもありますように、要望しますということは今の申し上げた96条に干渉することになるのではないですかと、私はそう思います。その点について、出された側として、意図はなかったのだけれども、その点についてどう理解されたのか。その点について、そう思っていないのか、意図はないけれども、そう触れることではないというふうに思われているのか。その点について、どう認識されているかをお伺いしたい。

それから、条例は22日に公布されましたので、あとは附帯決議について十分検討の上進めたいということは、これもとりようによってはいろいろとれるのです、この答弁では。附帯決議そのものをどう思うかを検討するのか、附帯決議に対してどう対応することができるのか、対応すべく検討するのか。とりようによっては、どういうふうにもとれるので、その点をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 石川教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（石川 篤君） 1点目の関係でありますけれども、文言等も含め、議員さんの提案権、また議会の権限なども含めて、勉強不足でありましたので、今後このようなことがないようにいたしたいと考えております。

2点目ですが、附帯決議の関係でありますけれども、検討の上進めるという答えであります。附帯決議につきましては、町の財政ですとかを十分勘案して、常勤か非常勤かを教育委員会が選択するという内容でありますので、当然教育委員会議の中で町の財政状況すべてはわからないにしても、今置かれているような立場ですとか、常勤がよろしいのか非常勤にするべきなのかということは、十分委員さんの中で協議をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 最初のほうは、十分に理解されたのかなというふうに思いますので、執行機関の責務、役割、それから我々議会としての議決機関の責務、役割というものは、お互いに尊重し合いながら、お互い理解を求めながら我々議会も進めていきたいというふうに思いますし、行政側も十分その点配慮してお互いにやっていくようにしていきたいというふうに思います。

附帯決議に関してですが、まず1点目は教育長を人格、識見、経歴等を配慮して自律的に選任してくださいということで、ここまで言うのは失礼ではないかという議員さんの意見もありました。ただ、今地方分権推進委員会あるいは文科省の中央教育審議会でも、教育委員会というものがいわゆる形骸化していると、それから組織疲労を起こしているとい

うことで、大変この教育行政が議論になっています。当町において、私も過去、ここ1年間の教育委員会の会議録を見せていただきましたけれども、あたかも活性化されているというふうには私は受け取れなかった。当町においても、やっぱり組織の形骸化、それから組織疲労を起こしているところは多分にあるというふうには私は感じておりました。そういう点で、もう一度教育行政のあり方というものを教育委員さん、あるいは今度選任されるであろう教育長、教育委員長、そこら辺がリーダーシップをとって、しっかりやっぱりこれからの教育行政をもう一度考え直してもらいたい。そういう願いを込めて、私はこの決議文を入れたつもりです。そういう観点に立って、今後対応していかれようと思っているのか、そこを私はお聞きしたい。

それから、2点目は、町財政並びに教育行政の実態を見きわめて常勤か非常勤かを判断してほしいと。これも今の当町の財政というものを十分判断してくれと。ですから、金がないから、そうしたら教育に金をかけないのか、そういう問題ではありません。そういうことを私は言っているつもりもないので。お金はないのだよと。先ほども言われたように、実質公債費比率は28.8 8 いるわけでしょう。それで、町長は何とか22年まで、先ほどそれを25切りたい。それは、思いとしては、もう大変な思いだと思うし、そのことを私も支持しますが、必ずしも保障されるものはどこにもない。だから、24年を22年というふうに頑張るのだという町長の意気込みは大変なものがあるというふうには私は思いますが、そこら辺を十分やっぱり教育委員会も考えていただきたいというふうに思って、この決議文を入れたつもりです。ですから、その点を教育委員会側としてはどう判断されるのか。

それで、先ほど星川さんの質問にもありましたけれども、教育行政に対する人件費削減をされるのかという質問をされたときに、それは教育委員会で決めることなので、なかなか今この場では答えられない。そういうお話がありましたけれども、やっぱり行政委員会の総合調整権を町長は持っているわけですから、おおよそ相談されるときに、こうしてほしいと、その点についてどうだろうという意見の聞き方を私はされるのだと思うのです。当然ながら、町長の思いというのは私は教育委員会で思いを伝えて、その上で検討してくださいというふうには私はなると思うので、最終的に町長としたらこうしますよとは言えないかもしれないけれども、思いとしては教育行政の中で人件費を削っていききたいのだという思いがあるのかどうか、その点ちょっと町長にお伺いしたい。

それから最後に、今回の質問について職務代行者がお答えになっておりますけれども、ただいま教育長がおられないので、それはいたし方ないことなのかなというふうには私は思いますが、さきの9月2日の臨時会においては、教育長もおられて、教育委員長も出席されて、教育長代行も来られておりました。今回は、教育長もおられないので、本来ならば代行ではなくて、教育委員長さんでも出席されて答弁されるのが筋だというふうには私は思います。代行が今答えられておりましたけれども、これは教育委員長さんの言葉だと、答弁だというふうにとらえて、私は当然そうだろうというふうに思いますが、そういうふう

にとらえてよろしいのか。

4点になりますけれども、お答え願います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） まず、教育委員会の人件費の関係について、私からお答えをさせていただきますけれども、教育委員会も来年の3月で定年を迎える職員がおりますから、そういう面では補充をしませんから、当然教育費の人件費は減るということは間違いないだろうと思います。ただ、内容からいきまして、どれをこう指すのかということとは別に、教育委員会についても今の仕事の量等は私が把握しているわけではありませんので、こういうぐあいになささい、ああいうぐあいになささいと、こういうような指導等はできませんけれども、しかしながら仕事のなくなる分野にあっては、当然その職員については補充をしないよと。または、町長部局と一緒にできるような部分については協力しながらやっていって、教育委員会の業務についても補てんをしていくよと、こういうようなことは可能だろうと思います。しかしながら、今後新しい教育体制が整った中でどのようにやっていくのが一番効率的で効果的なのかと、そういう議論もしてもらった必要性はあるのかなと私は思います。そういう意味では、今現在こうする、ああするとは言えませんし、またこうしてほしい、ああしてほしいということもなかなか言いにくいところがあります。今の新しい体制ができ上がった中で十分教育行政が向上する、または教育水準が上がっていくと、こういうようなことであれば、その時点で新たにこういう方法ができないかということの相談ということは可能でなかろうかなと思います。そういう意味では、端的に申し上げますと、今すぐ新しい教育委員会の体制ができ上がった中でこういうぐあいにしてほしいという申し入れをすることはなかなか難しいだろうと。時間が必要になってくると私は思います。

○議長（石神忠信君） 石川教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（石川 篤君） まず、組織が形骸化しているということですが、法の改正等もありまして、教育委員会自体の責任も明確にしていくというか、責任が持たされたということもあります。こういうことありまして、各委員さんも委員長自身ももっと勉強していかななくてはならないということもおっしゃっておられます。そういうことで、さらに研さんを積んで教育委員会体制をやっていきたいということを申し立てますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、財政的な判断は、平成17年から中長期行財政運営計画をやっていることは当然ご存じでありますので、先ほども申し上げましたとおり、附帯決議にのっとりまして、そういう議論は行っていくという考えであります。

それから、委員長の考えがどうなのかということですが、はっきり委員長、こうですということとは私は聞いておりませんが、恐らくは考え方は一緒ではなかろうかと思えます。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 町長が今申されたこと、それから職務代行者が申されたこと、おおよそ教育委員長さんも同じであろうということでもありますので、今後とも教育行政が活性化されますように頑張ってくださいたいし、我々も大いにそのことに関しては協力をしていきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続きまして、受け付け番号4番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私は、3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、福祉灯油支援の制度化をということであります。これは、昨年に福祉灯油が復活いたしました。これは、たまたま燃料の急騰による状況で、条例による制度ではなくて、これは従来ありましたけれども、実施要綱に基づく予算措置で実現した特例的なものでありました。今年度は、既に灯油価格が大幅に値上がりし、弱者が冬を越すには極めて厳しい状況になっています。そこで、当然のごとく、もう早くからこの状況をおわかりだと思ふから計画していたのだらうと思ひますが、次の2点伺いたいと思ひます。

福祉灯油の計画がおありでしょうか。あれば、その内容を伺いたい。

2点目は、昨年実施した内容で対象範囲や助成金額が適切であったのかどうか、そういった評価がされているのかどうか。その上に立って、さらにことしの制度を考えたのか。ここには書いておりませんが、私も調べておりますけれども、昨年の12月の実態価格、それとことしの現況の価格等も町はどういうふうにとらえているのか、その辺お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員さんの福祉灯油支援の制度化をという質問につきまして、奥村保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） まず、1点目ですが、今年度におきましても福祉灯油の助成を実施する予定で、助成基準等につきましては昨年同様の基準で考えております。なお、助成額につきましては、今後の灯油価格の動向を見まして検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目ですが、平成19年度の福祉灯油の助成につきましては、道内174市町村が実施しておりまして、1世帯当たり1万円以下の支給額の市町村については137件で、対象範囲におきましても非課税世帯を対象として実施されております。中頓別町における平成19年度の実施につきましては、道内の実施町村と比較して助成範囲や助成額について妥当な内容だと考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ことしも予定してくれているということで、大変ありがたいと

と思いますが、ただ道内に181市町村があって、その中でテレビに出るのは、教育問題のほかは寒いとか雪が多いくらいしか出ないのがこの町ですよね。そういう状況で、評価をどうしたかというのが、174の町の平均をとれとか、そういったことではないのです。この地域の実態としてどういう評価をしたのかということが求められるでしょうというのが、行政評価は。ですから、去年の助成額等でよかったのかどうかという反省をきちっと聞き取った。いや、もう少しやってやればよかったなという反省であればまだいいのだけれども、少なくとも当町の助成額よりも高いところが全道的にはたくさんまだありますよね。それで、去年、管内だけとってもいいのだけれども、近隣町村だけでもいいですけども、他町の実績、当然調査していると思うので、その辺伺いながら、当町がこの去年の金額でよかったのかどうかという問題、1つ考えたいと思うので、お知らせいただければと思います。

それから、対象者なのですけども、確かに金額的な基準も必要でしょうし、家屋の状況だとか、そういった問題も大分あると思うのです。比較的耐寒の住宅に住んでいれば、例えば公営住宅等に住んでいる方々については、さほどの燃料費は、1戸建ての家の方々に対してとは違う。そういう違いをも含めて、きめ細かな助成制度をつくってあげたらいかがでしょうか。できれば、福祉的な条例は、こういった条例は余りありませんから、条例化したらいかがでしょうかというのが私の根っこの考え方でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 管内の情勢につきましては、前回の支給時にもご説明しておりますが、多くの市町村が100リッターの当時の価格で約1万円という価格を設定しております。中には、町村によりましては、以前からの福祉灯油の助成にプラス高騰の部分を上積みして、1万以上の助成をしている市町村も何町村かございますが、多くの町村につきましては現金支給するか現物支給で助成券を発行して支給するかによっての違いはありますけれども、おおむね1万円程度の支給というふうになっております。

それと、条例の関係なのですが、この条例につきましては、今回の福祉灯油の支給につきましては、先ほど委員も言われましたとおり、暖房用燃料の高騰に伴いまして、昨年から復活したということがございます。その年、その年の暖房燃料の価格を踏まえまして、事業実施について検討していく考えでありまして、この制度を条例化するという考えは現在のところございません。なお、以前に実施しておりました福祉灯油の部分につきましても要綱で制定をいたしておりまして、それに基づいて予算を計上して実施しているということもございまして、この助成事業の部分で条例化をして支給するという考え方については、今のところもございません。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 基本的に私が言っているのは、要綱でもいいのですけれども、多分これからは原油価格の高どまりという状況が続くことがこの世界経済の中で言われて

いるわけですから、要綱でやるのも実質的に変わりはないとはいえ、ある意味では福祉の町らしく制度化をきちっとしておくのはいかがですかと。考えはないと言うのだけれども、考えてください。そういう意味で議会で言っているのです。考えがないから、これからもやるというのではなくて、考えてくださいということを行っているのです。

それと、もう一つ、今の時点で幾らぐらいが出せるのですか、今の現価格から。それをやっぱりきちっとしておくべきで、これからの情勢でそれから下がったり上がったりするのはいいのだけれども、私は今、去年の価格とことしの価格差が約40円ぐらいありましようか、そういったことも含めてどうなるのかということ、せつかくここで聞いている以上は、どういうことで、どういうパーセントで上げるのだということを知りたいのです。

それと、先ほど各近隣町村の話しましたけれども、中頓別より高いところは、管内では結構ありますよね、稚内市にしても猿払村にしても。だから、では中頓別が真ん中辺の平均でいいのかという現実的な考え方は、少しでも弱者のほうの身になってやったら、中頓別はそういう意味では一番目立っておかしくないよと。だけれども、財政状況あるから、2番か3番で我慢してくれというのなら、まだわかるけれども、何か考え方が平均化、平均化と言っているようなことで、さっぱりそこに恩情的なものが感じられない。町長、何とかその辺りませんか、よろしくお願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、1点目の要綱なのか条例なのかというお話でございますけれども、こういうような高騰がこぞずっと続くようなことであれば、条例もひとつ考える必要性はあるのかなと、このように思います。今年度については、今課長から言ったようなことで、要綱で対応をしていくと、こういうようなことでご理解をいただければなと思います。

また、灯油の単価でありますけれども、去年は12月1日付で95円、外税であります。また、今現在9月16日付でありますけれども、120円あります。今25円、去年の12月1日よりも高くなっていると。端的にそのパーセンテージでいくと、昨年1万円を支給したことで計算をしていくと、2,600円ぐらい高くなる。当然でありますから、私どもも今回特別交付税で1万3,000円ということを出しております。しかしながら、その1万3,000円がいいのか。もう少し、積雪寒冷地帯であるから、1,000円でも2,000円でも上積みするのがいいのか。そういう部分については、今後の灯油の単価を見詰めながら判断をしていきたいと思っておりますけれども、今時点で、もしか支給するとしたら1万3,000円ということが妥当な金額でないかなと思います。そういうことで、今後もう少し時間がありますので、内部で十分詰めさせていただいて、ことしも低所得者の方々に少しでも暖かい冬期間を送ってもらうために福祉灯油を助成をすると、こういう考え方を持っているということをご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） まことにありがとうございました。そういったことで、町長のよい答弁をいただきましたので、次に移らせていただきます。

2点目は、教育委員会体制の見直しをできないのでしょうかということです。1つは、まちづくり推進課に籍を移した社会教育スタッフなのですが、英語指導助手の方がいます。教育委員会との連携が問題ないのかな。ちょっと山が1つ、総務課がありますので、ないのかな。ないとしたら、逆にそこに持っていく必要あったのかなという疑問がその裏返しとしてあるのですけれども、それでそのことが1点。

もう一つは、社会教育関係団体、私ちょうど文化団体の関係でやっているわけですが、やっぱり今の状況では、簡単なことや何かでもちょっと相談に行きたいけれども、行きにくいという、そういう声が出ております。これは、基本的には町民センターからこの役場に移ったという、そのことが基本的にはあるだろうと思うのですが、またまた町民センターにいたときは、教育委員会という枠の中で他の学校教育、総務系の皆さんも含めて顔見知りだから、余計行きやすかったという思いはあったと思うのです。ただ、そういうことで、これは少なからずの声がありますので、できればもう一度一体化した編成のし直しができないのか、この辺伺いたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 教育委員会体制の見直しの質問につきまして、石川教育長職務代行者に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（石川 篤君） 東海林議員さんの質問にお答えいたしたいと思いません。

社会教育スタッフとAETであります、現在のところは業務を遂行するに当たっては特に問題はないものと考えております。

また、社会教育関係団体との連携につきましては、これまで町民センター内に教育委員会事務局があったため、各種の利用申し込みや相談など容易にできたという利点もありましたが、今後は社会教育関係団体との連携で支障が出るような場合、できるだけその支障を取り除いていく努力をして、現在の体制を維持していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 予定どおり業務を遂行するに当たっては、特に問題はないというお答えなのです。問題はないということは、基本的にこのまちづくり推進課に移行したというのは、生涯学習をまちづくり推進課が行うという、そういう前提がありました。では、生涯学習というのと社会教育というのが同一視されるような、誤解されるような目を持っていたのかなと思わざるを得ません。特にそれは、課を横断した形で生涯学習を進めなければならないという、町長が本部長となっている生涯学習推進計画からしたら、それ

はどこの課であっても当然のように生涯学習を主管的に行う課に対して協力するのは当たり前の話。それは、教育委員会だけでなく、総務課も産業建設課も、ありとあらゆるところが生涯学習のために協力し、一致団結してやらなければならない。だとすると、みんなまちづくり推進課に職員を集めなければならないよ。そんな論理ではないでしょう。私もかつて社会教育主事として十数年仕事をした者として、そんな論理で物事を展開していく、行政展開していくというのはおかしいのです。そのほうがどうしてもやりやすいという理由があれば、それを伺わなければいけないと思っております。

地公行法24条の2に、19年の法改正によってスポーツ、文化が町長の所管にしてもいいよと。文化財保護だとか学校教育の体育は除きますよとは書いてありますけれども、それでも条例化しなければいけませんよね、やるとしたら。それは、まだ課設置条例の中ではなっていないし、ということからすると、教育委員会が教育委員会の社会教育行政を放棄したような錯覚さえ起きてしまう。そうではなくて、やっぱり教育委員会というのは学校教育と社会教育という両輪があってこそその教育委員会でなければならない。そんなことだから、教育委員会要らないよなんて言う人まで出てくるのだ。だから、きちっと教育委員会の体制を固めるという意味からも、教育委員会が今学校教育だけにとらわれている状況ではないでしょう。逆に、生涯学習を中心にした社会教育の領域を拡充し、そこに力を注がなければならない。それは、時代的な背景もあるわけですから、こんなやり方ではちょっと納得できません。ですから、これは納得できないのは私だけかもしれないけれども、できるだけ教育委員会という体制をきちっと立て直す。言われているでしょう。教育委員会、もう少ししっかり、これから積極的にやりなさいよと。教育委員会で社会教育の問題はもう話題にならないような、そんな錯覚さえ起きてくるので、どうぞもう一回きちっとこの教育体制、私の質問からだけでなく、先ほど別な議員からも教育委員会の体制をしっかりやるように、活性化するようにというお話もあったと同じような意味で、きちっと体制立て直しをし、見直しをするようなお考えが、今すぐせよとは言いませんけれども、今後十分検討していただければと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 石川教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（石川 篤君） まちづくり推進課と教育委員会の関係ですが、こういう体制にした理由というのは、敏音知の小学校の利活用ということも背景にはありました。生涯学習と社会教育をまちづくり推進課と教育委員会で連携して、一体的に進めていこうという考えもありまして、今のような配置をさせていただきました。社会教育関係も決しておろそかにしているわけではないのですが、教育委員会職員の社会教育主事がまちづくり推進課の職員を兼務発令したり、まちづくり推進課の課長以下3名を教育委員会の職員として兼務発令をして、お互いに頑張っていこうという考えのもとでこういう体制をしいております。ですから、社会教育、文化、スポーツもそれぞれまちづくり推進課の協力も得まして、今のところやっております、これはどうしてもやりづらいといいますが、

行き詰まるようなことが考えられるような場合、やはり検討せざるを得ないのかなとも思っております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再々質問はしないでおこうと思っていたのですけれども、ちょっともう一言だけお願いしたいのは、将来的に問題があったら検討しようという、その姿勢はいいと思うのですけれども、どちら側に問題あるか。町側に問題があるのか、それから住民側に問題があるのかで相当考え方違うわけだから、社会教育というものの軸足はどっちに置くかといったら、これは一般行政もそうなのだけれども、完全に町民側に置かなければならないでしょう。だから、そうや自然学校ができたから、社会教育主事を教育委員会として、まちづくり推進課の所管ではあるけれども、派遣しようという、それはわかるのです。そういうシステムはわかります。ただ、社会教育主事にしても、AETの任命権は教育長持っているわけでしょう。教育長が任命権持っているのに、他の町長部局の課の中に配置しなければならない。そうしないと、意思疎通がうまくいかないなんていったら、それは人間性がおかしいのであって、逆に言って教育委員会に配置されたところで、きちっとまちづくり推進課のためにというか、生涯学習推進のために教育委員会の職員として協力する、当たり前の話ではないですか。それを課を分けなければ、一緒にならないといけないなんていう、そんなおかしい人間関係、本町の中に置いておいたらおかしい。そんなことを言ったら、各課単独の事業になってしまって、総務課でやる仕事も、どこかの課も関係あるところはみんな手伝うと、協力し合う、そういう姿勢が全く見えないことになってしまう。だから、私は言っているのであって、そういう課横断的な仕事がこれから幾つでも出てくるはずだから、そういうときには課は課としてあったとしても、協力体制だけはきちっとやりますよという、そういう姿勢を見せないと、これからの行政はうまくいかないのではないですかという思いで、これは教育委員会の問題より町全体の問題だと思うのですけれども、町長、いかがでしょう。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

この教育委員会と行政と連携をしながら生涯学習をより推進をしていこうと、こういうようなことでこういう形をとらせていただきましたけれども、基本的には私ども行政も教育行政も住民の生活向上、または資質の向上なり福祉の増進等々について、私たちが業務をしていくのが基本でありますから、そういう中でことしからスタートをさせたこのシステム、いろんな面で町民から批評、不評が出てくればあれでありますけれども、当分今の状況で仕事をさせていただいた中で、どうしてもいろんな面で支障が出てくるということであれば、将来の見直しの一つとして考えていく必要があるのかなと思いますけれども、もうしばらくこのシステムに、軌道に乗るかどうか時間をいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 次へ移ります。3番目に、町職員の定員管理について伺います。

まず、消防関係ですが、消防職員の定員は15名であります。現在は12名体制です。このため、職員は休暇をとれても、勤務明けとなっても町を離れない現状にあります。町長は、この春1名の増員を図っていただきました。私は、その姿勢を高く評価してきたところではありますが、残念ながらせっかくの職員が定着しませんでした。また、もとの12名体制を招いていることは本当に残念であります。ただ、枝幸町と合併した歌登分署でも15名定員のところ14名体制を堅持しています。一刻も早く一名でも増員する取り組みに着手すべきではありませんでしょうか。

次に、町職員のうち世帯主である職員、世帯主でない職員もいるのですが、特に世帯主である職員が20年以上も臨時職員、いわゆる嘱託職員として勤務しています。これは、それぞれ扶養家族を持っている方々ですけれども、町民からこの職員、もう20年も勤務していますから、非常に評価も高いわけで、職務の内容は正職員と全く変わらない形態になっていると思います。しかし、残念ながら嘱託職員ということで給与の格差が、若干ではあっても生じているわけで、少なくとも若干であっても、勤務する職員のためを思うと、非常に精神的なものを感じていることは事実だと私は思うのです。これを何とか、町長も感じていると思うので、何とか是正を図るべきでないだろうか。いろんなタイミングがあるとは思いますが、直ちにとってもなかなか難しいと思いますけれども、そういった是正を図るお考えがあるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町職員の定員管理について、1点目については鳥田支署長、2点目については私から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） 東海林議員さんの質問にお答えいたします。

中頓別支署では、職員間で基本的には交通事故などの災害に対応するために、町内には救急隊3名と救助隊4名、通信隊1名、計8名を残すことで取り決めております。したがって、町外に出られる職員は現在4名となっております。現状では、町外に出る場合、支署の掲示板の予定表に記入をいたしてまいります。また、宿泊する場合は私事旅行届を提出していただき、職員全員に回覧をいたします。現在のところ、職員間で調整をしながら協力を得ておりまして、苦情はほとんどありません。ただ、緊急に家族や親戚などに不幸がありましたら、町外に出なければならぬ場合があります。その場合、取り決めた人数を割ることもありますが、限られた人員の中で協力をしながら業務を遂行しております。

2月1日付で採用いたしました救急救命士は、6月30日で一身上の都合により退職をいたしました。早急に消防現職などからの中途退職者を採用するよりは、救急救命士の学校新卒者を採用するほうがよいとの判断から、平成21年4月1日採用に向けて募集をい

たしましたが、受け付け期間を過ぎましても応募はありませんでした。今後は、受け付け期間を延長しまして、さらに募集を行ってまいります。職員が多いにこしたことはありませんが、財政上の理由もありますので、現状の体制で執行したいと考えております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の嘱託職員の関係でありますけれども、私からお答えをいたします。

現在本町は、財政健全化法の4指標の中の実質公債費比率が早期健全化団体基準の25%以上であり、早期健全化団体となることが確実であります。このようなことから、一年でも早く健全財政に移行させることが行政を預かる私たちの責任であり、今の状況の中で嘱託職員の待遇を改善することは難しいと考えます。しかしながら、個人的には改善をしてあげたいという気持ちを持っているということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再質問いたします。

まず、1点目ですけれども、これを支署長が答弁したらこういう形になってしまうので、私の真意が伝わったのか伝わらないのか、職員が少ない中で協力してやっています、全く問題ありませんという言い方は言っていないのだけれども、何とか我慢してやっているよ。支署長であれば、本当は職員のためにもう少し窮状を訴えて、もうあと少しなのだから、頑張る職員のためにいい職場環境をつくってやるような、ひとつ頑張りを見せてほしいものだと思うけれども、1つ気になったのは、言質をとるようで申しわけないけれども、職員が多いことにこしたことはない。これは、ちょっと誤りです。定員が多いわけではありません。必要最低限の数を言っているわけです。これは、だれでもおわかりでしょう。15名の定員が多いことにこしたことはないというのは、気持ちもわかるのだけれども、しかし15名が12名でやる。言うなれば2割以上も欠けているということには、やっぱり職場の職員環境というか、職員の勤務条件については厳しい状況があるということは当然想定されるわけです。これでいいのだったら、定員直したらいかがですか。13名でいいと思うのなら13名に直したらどうですか。やっぱりこれは、きちっと消防業務を、しかも命にかかわる業務または財産を守る業務はどうしたってこの人数は必要ですよというのが定員なはずなのです。それを3名も切っているのだから、急いでやっぱり補充。少なくとも1人だけでも補充するというのが筋だと思うのです。これがもし少なくて、救急業務が何分もおくれたとか、1軒で終わる火事が2軒になったといたら、だれ責任とる。支署長とるの、そんなわけにいかないでしょう。だからこそ、そういう職員の体制を、職員の勤務が大変だからというだけでなく、住民の生命、財産を守るという立場からも、早急に改善していくという方向を見出していただければと思うのです。決して15名が多いほどいいという、多くはないというふうに私は考えますので、感想でいいから聞かせてください。

それと、町長、私は職員採用というのは大変だと思いますし、まして新たな職員を入れ

るというのは大変だと思います。ただ、町長、考えてもらわなければならないのは、町長はあと2年ちょっとで終わるみたいなことで日ごろ言っているから、それはそれでいいのだけれども、職員にとって十何年間の空白というのは、新卒がないという空白は、これは後で絶対後悔します、何十年後かに。絶対これは、当町にとってよくありません。だから、不補充しない、不補充しないは、町長の言いぐさだけれども、それでは町がきちっと将来動いていかない原因になってしまう。だから、2年に1遍ぐらひは、または3人退職するなら1人や2人はというような考え方でいかないと、財政健全化はもちろん大事だし、やっていかなければならない。だけれども、ただ予算減らし、人件費減らして、住んでいる住民、みんなサービス落とすことにつながっているわけでしょう、それ。だから、何とかそこら辺を食いとめながらも、財政健全化に向ける努力を、これが努力だと思うのです。ただ削るだけなら努力ではない。努力しないつもりだったら、いろんな補助金、皆やめなさい。もうそんな補助金なくなつて、農家も食っていけるし、年寄りだって食っていけるから。だけれども、そうはいかないので、やっぱりそれが呼び水となって住民の意識を高めることにもなるわけなので、だから私が思っているのは、その意識を高める方策としてこういった立場にいる人たちを改善していただければと思うのです。ですから、財政が厳しいからできないということは、私はひとつ理由にしてほしくない、こういう状況のときは。だから、何かを維持しながらも、一定のレベルを維持しながらも、健全化へ向けての一つの方策として、こういったことについては近くはなくても将来的に改善をするという考え方、町長はちょっと言っていただけでしたのですけれども、もう一回確認させてください。

○議長（石神忠信君） 鳥田消防支署長。

○南宗谷消防組合中頓別支署長（鳥田 博君） 再質問にお答えいたします。

一人でも多くということで、こしたことはないということで答弁いたしました。これは定数条例が15名、この定数条例15名というのは平成9年4月に策定しましたので、ここで定数条例というのは消防力の基準とかからではなくて、実際必要最低限の人数が何人いるのかと。支署の職員でポンプ車とか、いわゆる消防自動車を運営するのに何人いるのだろうかということで出したものが15名ということで、本当にかつかつという、15名で非常に厳しいというのは……本当は16名なのです。16名なのだけれども、1名、支署長はポンプ員とか機械員もできるだろうとか、そのような考えで15名にした経緯がございます。それで、本当は15名いけばいいのですけれども、はっきり言って財政上の理由もありますし、ほかの歌登分署も15名で1名欠けております。14名体制なので、それも確認しましたところ、やっぱり財政上の理由ということで定員数は確保できていないということなのです。それで、その辺が理由というか、それで今のこの現状ですので、財政状況が逼迫した中で何とか町民の生命、財産を守るということで、我々現場を持たされた人間は一生懸命務めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 嘱託職員の関係でありますけれども、職員の採用の問題等々もお話ありました。これからいろんな職員の採用する場合については、必ず新卒を採用するというわけではなく、やっぱり社会的経験のあるような職員も採用するということが今後望まれる時代になってきているのではないかなと思います。そういうことで、今後職員採用についてもそういうことで考えていく必要性はあるのかなと思います。また、嘱託職員の待遇の改善についても、将来にわたって今のような状況がいいのかどうなのか。あわせて、総合的に現業職員が働く場所として今後また新たに出てくるのかどうなのか。そういうことを総合的に判断をしながら検討してまいりたい、このように思います。

○3番（東海林繁幸君） 終わります。

○議長（石神忠信君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

テレビで傍聴する方に申し上げますが、一般質問が終わりましたので、本日の議場からのテレビ中継を一たん中止をいたします。なお、平成19年度各会計の決算を審査する決算審査特別委員会が本日の本会議終了時からあすにかけて開催される予定ですので、町民の皆さんには引き続きテレビまたは議場での傍聴をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

それでは、休憩にいたします。

休憩 午後 0時05分
再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 日程第12、発議第1号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 発議第1号。

平成20年9月24日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、藤田首健。賛成者、同じく村山義明。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。
議案提出の理由。

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）において、同法第100条第12項に条文が新設され、同条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げられた

ことに伴い、会議規則第119条第1項の引用条文を改正するものであります。

中頓別町議会議規則の一部を改正する規則。

中頓別町議会議規則（昭和40年中頓別町議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第119条第1項中「法第110条第12項」を「法第100条第13項」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行するということで、新旧改正案については後ろに書かれておりますとおりでありますので、ご参照願います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 中頓別町議会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第1号 北海道市町村備荒資金組合規約の一部変更に伴う協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 北海道市町村備荒資金組合規約の一部変更に伴う協議について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 説明前に1カ所訂正がありますので、訂正をお願いいたします。

2ページ目の改正本文でございますが、上から7行目、「9年法律第94条」となっておりますが、「94号」に改めていただきたいと思っております。

それでは、説明いたします。北海道市町村備荒資金組合規約の一部変更に伴う協議について。

北海道市町村備荒資金組合において、組合市町村が財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例制度を創設する目的で、地方自

治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、北海道市町村備荒資金組合格約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

これにつきましては、本件は変更説明要旨を添付してありますが、北海道市町村備荒資金組合から組合格約の一部変更について協議があったので、議決を求めるものでございます。

それで、要約をちょっと補足させていただきますと、規約変更の内容につきましては、規約第16条の2を追加し、財政再生団体となることを回避するための緊急的避難措置として普通納付金の返還の特例制度を創設するものでございます。なお、9月18日の道新にもございましたが、赤平市の連結赤字比率が68.8ということで、再生基準の40%を超えたと。だが、国の病院特例債制度で13億5,000万円を長期借り入れし、来年度の決算においての再生団体入りは回避するということが新聞にも出てございました。それで、規約の変更の経緯といたしましては、20年2月に赤平市から組合に対して新法に基づく財政再生団体となることを回避し、自主健全化を図るため普通納付金の支消についての要請があったが、普通納付金については災害に備えて貯蓄している資金であり、災害による減収補てんや災害対策経費の支出に充てる場合以外については支消できないとされているところですが、道内においても財政基盤が脆弱で厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も多く、将来景気動向等によって財政危機に直面し、円滑な行政運営に支障を来すこともリスク要因として想定されるなど、道内市町村全体にかかわる問題であると考え、財政再生団体となることを回避するための緊急的な措置として普通納付金の返還の特例制度を創設するというものでございます。

規約の朗読については省略させていただきますが、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 北海道市町村備荒資金組合格約の一部変更に伴う協議の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きますので、日程第14、議案第2号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に伴う協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に伴う協議について、まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案第2号について説明をさせていただきます。

議案第2号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に伴う協議について。

平成16年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により議会の議決を求める。

最初に4ページをお開きいただきたいと思います。変更の要旨であります、本事業については町の医療、保健、福祉の充実を図るために必要不可欠……済みません。

内容は、医師住宅に関する整備事業を追加するということでありまして、この事業につきましては今申し上げた趣旨から必要不可欠であり、現有の医師住宅は昭和57年度の建築で築後25年以上経過し、老朽化は著しいため、医師の安定的な確保を図ることからも医師住宅の建設を行い、地域住民の医療福祉の向上を図るもので、その財源として過疎対策事業債を充当することになったため変更を行うものです。

2ページにお戻りいただきまして、変更の内容につきましては、左側にありますように、計画31ページのところで医療の確保につきまして、（3）、その他といたしまして医師住宅整備事業、医師住宅建設2棟、事業主体、町というものを追加するということとなります。

3ページをごらんいただきたいと思います。このことに伴いまして、事業費といたしまして平成20年度1,850万皆増、21年度1,750万皆増というようなことで、医師住宅整備事業費を含めまして、総計といたしまして平成20年度分で6億8,160万9,000円を7億10万9,000円に変更し、21年度につきましては14億8,178万8,000円を14億9,928万8,000円に変更するというものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） この議案については賛成なのですが、1つ伺いたいことがあります。

説明要旨のところ、現有の医師住宅は昭和57年度の建築で築後25年以上経過し、

その老朽化は著しいためとありますけれども、普通の個人住宅で築25年で老朽化が著しいというふうな状況になることは考えにくいのではないかなと思います。新しい医師住宅を建てて、また25年ぐらいでそういう状態になるのは困るなと思ひまして、その点、老朽化が著しい状態にならないために、その建築の段階とか維持管理などで今後どういうふうにされるのか伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 私のほうから答弁させていただきますけれども、現在の医師住宅につきましては、先ほど説明したとおり昭和57年の建設でありまして、現在の状況としては、例えばアリ等が出てくるだとか、あとは外壁がヘーベルライトということもあって外壁が損傷しているだとか、そういった状況だとか、あとつくり自体が25年以上前のつくりなものですから、例えば浴室もタイル張りのところはタイルがはがれてきて、ひどい状態になっているだとか、そういったことで個人住宅の場合であったとしても同じような状況になっているところもあるのかなというふうには思います。25年以上前の建築でございますので、今段階の新築住宅等と比べても、例えば断熱性能だとか気密性能だとか省エネだとか、そういった面でははるかに劣るような住宅でございますので、そういった面も含めて老朽化が進行してきたというふうに言えるのだと思います。

それで、今回新しく今年度1棟、来年度1棟の予定で医師住宅を建設するわけでありまして、これについては先ほど言ったように断熱についても高断熱でありますし、気密性についてもすぐれた建物にするつもりでございます。あと、外壁についても防火サイディングのやや質のいいものだとか、そういったものを使う予定をしておりますので、今の現在の住宅よりも耐久性という面ではすぐれているのだろうというふうには思っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 過疎対策事業債についての議案については、当然のごとくよろしいと思うのです。ただ、過疎対策事業債という形では小林課長のほうで財源確保ということでやっている。しかし、一方この財源を使うほうは、使うほうというか、現実に建てるほうは産業建設課であるということで、財源を確保する上においてどういう物件を、どういった質のものを建てるのかというのは十分協議した上のことなのかどうか、その辺確認したいことがあります。というのは、1件目の予算を決めたときに、私ども広報委員会としてはこの住宅が非常に坪単価高いぞということを私と柳澤議員が申し上げました。これも広報の議会だよりの中に入れておりましたところ、ある建設関係者から私が聞いたことでは、建設業者の方ですけれども、だれだれが最近こういった建築工事はなくなってきている、非常に少なくなっているときに、たまに出た工事ぐらい高くて当たり前だろうと。こんなときにもうけさせてもらわなかったら、おれたちやっていけないみたいな言い方を公然と言っていたというのです。それがまた建築業者の同業者としては、そんなことを言われたら本当に我々自体が困ってしまうと。私や柳澤議員が悪者になっている、逆に言

うと。では、一般的な今の民間住宅がどの程度の質でどの程度に建てたというのは、財政担当している、財政というか、予算確保しようとしている小林課長もわかっていると思うのだけれども、どうもその辺が町の建物については以前から、今本多議員からも言ったけれども、25年で老朽化なんて、うちも24年たつただけだけれども、結構固定資産税は高く取られている。そんな老朽化なんていうような状況では……ただ、わかるのは、医師を確保する上において、善良な住宅を建てて、住まわせて、医師にいい生活環境を与えたい、その思いは当然だと思うから我々も結構でしょうということになるのだけれども、建築するに当たっては厳しくその辺、時価の相場、中頓別町の相場ではなくて、全道的な相場も見ながら、これは中原参事をお願いするけれども、きちんと管理監督していただきたい。その上に立って適正な価格で入札させるという形をとっていただきたいと思うのですけれども、その辺小林課長と財政確保の段階での協議がされているかどうかということと、今の施工についての管理監督についての考え方を聞きたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 私どもまちづくり推進課として総合計画、それから過疎自立促進市町村計画等の管理をしている立場で、正直申し上げて具体の事業の財源や中身のところまで立ち入らずに、財政サイドと実施課の協議したものを計画に反映させるというような側面で動いているというようなところが実態としてあるというところがあります。ただ、従前そういうふうにしてきた経緯はありますけれども、ご指摘のことを踏まえて、今後計画サイドとしても事業の中身について十分精査した上で計画に計上していくというようなことについてしっかり取り組むようにしていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 過疎計画の金額につきましては、きょう平成20年度の工事と発注進捗状況というのをお配りしております。その中に建築工事として医師住宅についても、9月11日に入札に付しまして、9月12日着工、工期が12月1日でございます。請負金額につきましては1,627万5,000円という結果になっております。それで、きちんと工事管理をしていきなさいよということでございますけれども、今までも工事管理については適切に行ってきているといいますか、努力をしてきているつもりでございますので、医師住宅につきましても今までと同じか、それ以上に努力をしながら完了して、満足のいくような建物にしていくということで、努力をしていくということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 先ほど建設の仕方というか、建築の中身についてはお答えをいただいたのですが、維持管理はどのようにしていかれるのか。建物は町のものだけれども、そこに入る方は医師の方だと思うのです。維持管理は、入居者に任せられるというような、お金を出すけれども、その維持管理に当たっては入居者から希望がなければ町は何もしないとか、そういうことではまずいと思うのですが、維持管理については

どう考えておられますか。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 医師住宅につきましては、病院の資産という形になりますので、私のほうでといたしますか、病院のほうで適切な維持管理をしていくということになります。

それと、今までも老朽化に伴って、壁ですとか、内部的なところでは最低限といたしますか、最小限の維持管理はしてきておりますけれども、今後につきましては適切に、5年、10年ですぐ傷んでくるという状況は考えづらいと思いますけれども、適切に把握をしながら維持管理をしていくというふうにしていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に伴う協議の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第3号 議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第3号 議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正趣旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の公布により議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬等の支給方法等に関する

る規定から分離されることとなったため、現行条例から議会議員関係各号を削り、文言の整理を行うものです。

議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「議会の議員等」を「各委員会委員等」に改める。

第1条中「議会議員等」を「各委員会委員等」に「、第17号から第20号」を「、第13号から第16号」に改め、同条中第1号から第4号を削り、第5号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「議員等」を「委員等」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行するというものがございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、これより議案第3号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第4号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第4号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の制定について。

議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例を別紙のとおり制定する。

これにつきましては、改正要旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が9月1日に公布されたことにより、議員の報酬、費用弁償等に関する規定を他の行政委員会

の委員等の報酬等の支給方法等に関する規定から分離することとなったため、新たに条例を制定するものでございます。

本条例は、議会の議員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例から分離したもので、全5条で構成をしております。第1条では目的を規定、第2条では議員報酬の額を規定、第3条では費用弁償を規定、第4条では議員報酬の支給の始期等を規定、第5条では議員報酬の支給方法を規定するもので、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の要旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い本条例の整備を行うもので、内容は育児短時間勤務の規定が新たに制定されたことから育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を規定し、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の規定が新たに導入されたことに伴い、再任用短時間勤務職員の定義

を改正、また育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を規定、育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについてを規定、また育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に宿日直勤務及び超過勤務を命ずることができる場合を公務運営に著しい支障がある場合として規定で定める場合に限定するものです。これは、現行条例では短時間勤務の職を占める職員として再任用、短時間勤務職員の規定しかございません。それで、新たに制定された育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の規定を新たに設けるものでございます。

新旧対照表でご説明をいたします。第2条第3項中、前2項を前各項に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を削り、同条第1項の次に新たに2項、3項を加えたものでございます。育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間をここで規定したものでございます。

第3条第1項及び第2項のただし書き、それと第4条の2項を改正、これにつきまして育児短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについてを規定するものでございます。

第8条第1項及び第2項のただし書きで育児短時間勤務職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務を規定したものでございます。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第6号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第6号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算につきまし

ては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 平成20年度中頓別町一般会計補正予算について説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,554万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,018万3,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正で、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものです。

3ページの地方債補正から説明をいたします。過疎対策事業債で、限度額を300万減額し、1億1,570万円とするものです。内容は、町道1条通り線交付事業で交付金が6割から7割に変更になったことによるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、事項別明細書、歳出から説明をいたします。7ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、これにつきましては40万の補正で、議会だよりの発行ページ数がふえたことによる補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、これにつきましては以前北教組の時間外勤務手当等の請求事件にかかわる委任契約をしていたところで、今回これにつきましては最高裁のほうで全面勝訴となっている形で終了いたしました。その件につきましては委託料として10万5,000円を補正するものでございます。

5目企画費につきましては、8節の報償費から13節の委託料まで環境保全推進事業に係る経費を計上したものでございます。

13目政策推進費、これにつきましては8節報償費から13節委託料まで地元学推進事業に係る経費を計上したものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費では、所得変動による個人住民税の還付金によるもので162万1,000円を補正するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費、これにつきましては498万9,000円を補正するものでございます。19節の負担金補助及び交付金については、先ほど行政報告でもございましたが、厚生園の第1ふれあいホーム整備事業補助金として充てるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、これにつきましては農業委員会の会長、委員の報酬、それから19節の負担金等に係る分を計上したもので、これは農業委員会活動促進事業交付金をもって充当するものでございます。

5目農業者年金費につきましては、消耗品費、それから車両燃料費に係る経費を計上したものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では174万1,000円を補正す

るもので、旅費、需用費、補償補てん及び賠償金をそれぞれ減額し、工事請負費で町道弥生2号線路肩復旧工事を計上するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目住宅管理費では29万7,000円の減額で、教員住宅の水洗化工事が終了したことに伴う予算の減額でございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費162万1,000円の補正で、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで学校支援地域本部事業に係る経費を計上したものでございます。

2目町民センター費117万5,000円の補正でございます。これにつきましては、町民センター避難誘導灯の器具交換に係る経費を計上したものです。

歳出合計、既定額に1,554万8,000円を増額し、30億3,018万3,000円とするものでございます。

5ページの歳入を説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、これにつきましては先ほど説明いたしましたが、町道1条通り線交付金工事補助金、これが300万円の追加でございます。

15款道支出金、2項道補助金、2目農林業費補助金、これにつきましては農業委員会活動促進事業交付金12万8,000円。

4目総務費補助金、これにつきましては200万円、地域政策総合事業補助金、これは地元学推進事業に充てるものでございます。

3項道委託金、1目総務費委託金72万円の補正で、これは徴税費事務委託金として所得税の変動による道分の72万円の補正でございます。

5目教育費委託金162万円、これは学校支援地域本部事業委託金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目まちづくり基金繰入金96万7,000円、これは地元学推進事業に充てるものでございます。

19款1項繰越金、1目繰越金、これは234万6,000円の補正でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、これは農業者年金事務委託金から廃棄物処理料594万4,000円を計上するものでございます。

2目過年度収入、これにつきましては平成19年度障害者自立支援給付費国庫負担金から平成19年度老人保健事業費道負担金をそれぞれ計上するものでございます。

町債、1項町債、1目過疎対策事業債、これにつきましては300万円を減額するもので、内容は地方債補正で説明をしておりますので、省略させていただきます。

歳入合計1,554万8,000円を増額し、補正後の額を30億3,018万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、一般管理費の時間外勤務手当等請求の委託料、これは裁判で勝訴してということなので、その説明だったと思うのだけれども、それで町との兼ね合

いをちょっと説明していただきたいなというふうに思うのと、それから政策推進費で296万、これはこちらにあるいろんな講師謝礼云々等の事業等が載っていますが、これを申請して200万と96万とで予算がついたと。事業の申請をして、それに予算がついたのだというような解釈でよろしいのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） まず、1点目の時間外勤務手当等の請求事件委託料の関係でございしますが、これはたしか平成14年ごろだったと思うのですが、北教組が時間外勤務手当の請求事件について裁判所に訴えがあったのです。それにつきまして、当町でも北海道町村会顧問弁護士に代理人として委任をしたという経過がございします。これは、各町村、件数はちょっと覚えていないのですけれども、訴えられた町村というのは数多くございします。それで、それらは皆さんが北海道町村会の弁護士さんにご委任をしてやったという経過がございします。それで、これにつきましては、このたび最高裁から上告については却下と。高等裁まで行ったのですけれども、最高裁まで持ち越されました。それで、最高裁のほうで上告については却下と。そして、上告の受理申し立てについては受理しないという旨の決定がされました。それで、これにつきましては受理しないということで終わったと。それで、事実上この件については全面勝訴という形で終わりましたということで、一件落着というか、その処理が終わったということでの委託契約している分をお支払いするという、こういうこととございします。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 政策推進費についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

この事業につきましては、説明のところにあるように、地元学推進事業ということで事業費で404万4,000円の補助申請で2分の1の200万円を道単の地域政策補助金の採択をいただいたというものであります。これに伴いまして、そうや自然学校のインストラクター業務を8月末で打ち切って、そこで取り組んでいた事業も含めて、この補助事業の対象に組み込んで、財源的にも有利な仕組みをとらせていただいたということとあります。地元学推進事業につきましては、来年町の開拓100年の記念事業の年に当たるということとございまして、その一環といたしまして、本町町勢要覧についてももう8年も発行していないというようなこともあります。100年を記念した何らかの成果も冊子みたいな形でまとめていくのがいいのではないかとこの事業で、ちょっと全体の事業は今、100年記念事業については精査して取り組んでいくところなのですが、この件については先行して取り組ませていただいております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 総務課長、最後の説明にしてはちょっと雑な説明したなと思ひているのです。地元学推進事業にしても環境保全推進事業にしても、それから学校支援地域本部事業という、この問題も制度として新たなことができて、新しい事業だから、金額

は少なくともそれぞれの事業計画ぐらいをくつつけて、何をやるか、それが聞きたいのだ、みんな。だけれども、こうやってただ何節から何節までこれで計上しましたでは説明不足と。一々今度課長に聞かなければならない。私は大体聞いているからわかっているのだけれども、現実にはそんなにみんな聞いていないと思うから、本当は簡単でも事業計画、何のためにどういう事業をやるのだということを予算資料としてくれると非常にありがたいし、またそれは説明しなくてもわかることだから、そういうふうに努めてもらいたいと思います。

○議長（石神忠信君） 課長、コメントないですか。

米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 大変申しわけございませんでした。今後そういうふうにするようにいたします。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今の東海林議員さんの質問と関連してといたしますか、地元学推進事業というのは小林課長からのおおよその説明で少し想像はついたのですけれども、環境保全推進事業、これはどんなことを指すのか大まかに説明していただきたいのと、あと教育費のところでは学校支援地域教育協議会、これは新しいことだと思うのですけれども、どんなものなのか。この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 環境保全推進事業につきましてご説明をさせていただきます。

本事業につきましては、宝くじの助成を受けまして、100%補助でありますけれども、急遽今年度に入って取り組もうとしたものでありますけれども、今頓別川について河川改修計画等もあります。これに関連して、頓別川のすぐれた環境、そういうものを町民のみずからの力でそのすばらしさというものを実際に調べて、その大切さを十分共有しながら、これからの頓別川水系を核とした本町の環境保全をどういうふうに取り組んでいったらいいかというようなことを実際に川で調べ、最後にはワークショップなどを開催して、できれば環境メッセージのようなものを発していければなというようなことで、7月からおおむね11月までにかけて取り組んでいきたいというふうに考えて、環境調査と、今後のそれに伴う行動を提言していこうと、そういうような取り組みであります。

○議長（石神忠信君） 石川教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（石川 篤君） それでは、教育委員会、教育総務費についてご説明をいたします。

この事業は、国のメニューなのですが、その中の一つで学校支援地域本部事業といたします。20年度から3年間の事業でありまして、全額補助ということであります。中頓別町におきましては、第2次申請で申請をいたしまして、内定をいただきました。それで、内容はどういうことかといいますと、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する

と。そういうことによって、教員の子供と向き合う時間の増加を図る。それから、住民等の学習成果の活用機会の拡大及び地域の教育力の活性化を図ることが趣旨であります。具体的には、1節から14節までそれぞれ上げておりますが、中頓別町の学校からそれぞれ人材を派遣、こういう人を協力していただきたいというのを受けまして、町に地域コーディネーターを1人置きまして、その地域コーディネーターが中頓別町に住んでおられる方のいろんな特技を持った方がいらっしゃいますので、そういう方を選定して学校側に送り込んでいくと。教員は、本来の目的である授業以外に、例えば総合的な学習のインストラクターであるとか花壇整備であるとか、いろんなことをやっておりますので、そういうものを手助けしていくような内容であります。その中で、実施要綱の中には本部事業と地域教育協議会というものを設けなさいということになっておりまして、それらの経費、委員さんに対する報酬ですとか地域本部事業の報償費、これは講演会だとかそういうものを予定しております。あとスタートアップの講習会の謝礼金ですとか、そういうものを予定しております。また、旅費につきましては、成果発表会等の講師の旅費ですとか、全道の学校支援地域本部の報告会とかありまして、そういうものに対する旅費なども計上しております。あと需用費は、それぞれプリンターのファイルですとかトナーですとか用紙類などを計上したところでありまして。あと地域コーディネーターから要請があって動くボランティアにつきましては、一応報酬は一切なくて、本当のボランティアなのですが、ただ役務費で、事故があっては困りますので、そういったボランティア保険も掛けるということにしております。内容といたしましては、ご説明したとおり学校における体制づくりを支援するということでもあります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 日程第19、議案第7号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第7号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,965万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億885万円とするものでございます。

5ページから説明いたします。1款総務費、1項1目一般管理費で3万7,000円を追加し、373万9,000円とするもので、13節委託料で前期高齢者に対する所得負担区分の判定台帳作成のための委託料として3万7,000円を計上するものでございます。

2款保険給付費で1,817万4,000円を追加し、2億1,341万4,000円とするものでございます。今回の保険給付費の補正につきましては、退職被保険者に係る医療費の補正でございます。今年度医療制度の改正によりまして、4月より65歳以上の退職被保険者の医療費につきましては、一般医療費に移行されることになったことから、60歳から65歳までの退職被保険者分として当初予算に計上していたもので、過去3年平均の13%で予算を計上したところでございます。その金額が予定以上に医療費の伸びが多いことから今回補正をするものでございまして、1項2目退職被保険者等療養給付費で1,517万2,000円を追加し、2,260万4,000円とするものでございます。

4目退職被保険者等療養費では34万1,000円を追加し、39万円とするものでございます。

5目審査支払手数料で14万円を追加し、54万8,000円とするものでございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費では252万1,000円を追加し、311万9,000円とするものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金では22万2,000円を追加し、2,753万5,0

00円とするものでございます。

4款1項1目前期高齢者支援金で1万5,000円を追加し、3万4,000円。

5款1項1目老人保健医療費拠出金では54万5,000円を追加し、903万3,000円とするものでございます。

2目老人保健事務費拠出金では1万2,000円を追加し、7万6,000円とするもので、3款、4款、5款、それぞれにおきまして支援金及び拠出金の額が確定したことによりまして、今回不足額を補正するものでございます。

8款2項2目につきましては、ヘルスアップ事業費で64万8,000円を計上するもので、本事業につきましては特定健診の結果、医療が必要なものに対して早期受診及び生活習慣改善を促し、重症化を予防することを目的とした事業の実施で30歳代の住民を対象とした早期糖尿病または将来生活習慣病を引き起こす可能性のある者に対して保健指導を行い、改善に向けた取り組みを支援するための費用として計上するものでございます。

7節賃金で健診結果等分析賃金として30万2,000円、11節需用費で24万6,000円、燃料費で2万8,000円、消耗品で21万8,000円、13節委託料では医師健康教育個別面接委託料として5万円を計上するものでございます。なお、18節備品購入費では保健指導ソフトの改修改訂版の購入で5万円を計上するものでございます。

歳出合計、既定額に1,965万3,000円を追加して3億885万円とするものでございます。

4ページをお開きください。2款1項1目療養給付等負担金では26万円を追加し、7,794万8,000円とするもので、1節現年度分で後期高齢者拠出金分で7万5,000円、老人保健拠出金で18万5,000円を計上。

2項1目財政調整交付金で71万6,000円を追加し、2,525万円とするもので、後期高齢者拠出金分で2万円、老人保健拠出金で4万9,000円、特別調整交付金としてヘルスアップ事業分として64万7,000円を計上するものです。

3款1項1目療養給付費交付金で1,817万4,000円を追加し、2,522万7,000円とするもので、1節現年度分で退職被保険者等療養給付費交付金で1,817万4,000円の計上。

4款1項1目前期高齢者交付金で1万5,000円の追加、5款2項1目調整交付金で5万3,000円の追加、7款1項2目その他繰越金で43万5,000円を追加するものでございます。

歳入総額1,965万3,000円を追加し、3億885万円とし、歳入歳出のバランスをとっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 6ページのヘルスアップ事業費について伺いますけれども、この事業費は国庫補助金として全額賄われるのかなというふうに思いますが、7節賃金のと

ころで特定健診結果等分析賃金とありますが、これはどこへ支払われるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） これについては、特定健診の結果等を台帳整理あるいは結果の分析のための整理等を行うための賃金でございまして、この事業については補助事業ということで、当初で計上しております単独で賃金に充当している分をこの事業に振りかえて経費の節減を行う。さらに、この事業等もその臨時職員が実施をするということでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今のご説明ですと、台帳等の整備を行うために臨時職員を置くという、そういうことなののでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） この事業のために新たな臨時職員を置く予定はしておりません。既存の臨時職員の賃金の財源としてこの事業の歳入を充当するという予定でございます。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。平成20年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,823万9,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。歳出からご説明させていただきます。今回の補正は、平成19年度会計で国、道から負担金、交付金として交付された金額を実績額に基づき精算し、多く交付された額を返還するものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金につきましては、既定額に342万円を追加補正し、352万円とするもので、内容としましては23節償還金利子及び割引料で平成19年度介護給付費負担金、これは国庫ですけれども、返還金215万8,000円、平成19年度介護給付費負担金、道費で返還金115万6,000円、平成19年度地域支援事業交付金、これは国庫でございますけれども、返還金で4万8,000円、平成19年度地域支援事業交付金、道費の返還金で2万4,000円、地域支援事業支援交付金、支払基金の返還金で3万4,000円、合計で342万円を追加補正するもので、既定額1億8,481万9,000円に342万円を追加補正し、1億8,823万9,000円とするものでございます。

それでは、4 ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、既定額に対し342万円を補正し、342万1,000円とするもので、前年度繰越金とするものでございます。歳入合計額、既定額1億8,481万9,000円に対し342万円を追加補正し、1億8,823万9,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第291条の5、北海道後期高齢者医療広域連合規約及び広域連合の議会の議員選挙に関する規則に基づいて行います。

広域連合規約第7条第2項第4号に定める町村議会議員の区分における定数は8名ですが、昨年11月から欠員1名が生じておりました。

本年8月19日から同月25日までの候補者推薦届け出の受け付け期間内に届け出があったのは、北海道町村議会議長会による団体推薦候補1名、個人推薦候補1名です。定数1名に対して候補者2名となり、選挙が行われることになったものです。

なお、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

それでは、ただいまより候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（石神忠信君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 配付漏れなしと認めます。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（石神忠信君） ただいまの出席議員は8名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、西原さん及び本多さんを指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（石神忠信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

立会人、全員点検してください。

（投票箱点検）

○議長（石神忠信君） 異状ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 異状なしと認めます。

それぞれ記入お願いいたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙に候補者1名の氏名を記入の上、議席順に従い、西原議員から順次投票を行います。

(投票)

○議長(石神忠信君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 投票漏れなしと認めます。

それでは、投票を終わります。

直ちに開票を行います。

西原さん、本多さん、開票の立会をお願いします。

(開票)

○議長(石神忠信君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票8票、無効票ゼロ。

有効投票のうち、松井宏志さん6票、渡辺正治さん2票、以上のとおりです。

議場の出入り口を開いてください。

(議場開鎖)

○議長(石神忠信君) この開票結果を当職から、私から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告をいたします。

◎認定第1号～認定第8号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第22、認定第1号 平成19年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第23、認定第2号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第24、認定第3号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第25、認定第4号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第5号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第6号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第7号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第29、認定第8号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました認定第1号から認定第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本件の提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託した認定第1号から第8号の決算認定については、会議規則第46条第1項の規定により、9月26日午前中までに審査を終了することに期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号の決算認定については、9月26日午前中までに審査を終了するように期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りいたします。

本日の会議の終了時から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の終了時から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(石神忠信君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会にいたします。

(午後 2時35分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員